

令和7年度 両小野小学校照明LED化改修工事設計図

辰野町塩尻市小学校組合教育委員会

令和7年度 両小野小学校照明LED化改修工事

特記仕様書

| 工事概要

工事場所 長野県上伊那郡辰野町小野 1 1 6 4

2 建物概要 (配置図参照)

[illegible]

3 工事種目

工 事 種 目	項 目	建 物 別	及	び	屋 外
電 灯 設 備	照明器具	○			
動 力 設 備	幹線、分岐				
動 力 設 備	空路用将来配管				
電 路 設 備	幹線、分岐				
雷 保 護 設 備					
受 変 電 設 備					
電 力 貯 蔵 設 備					
静 止 形 電 源 設 備	直流電源装置				
発 電 設 備					
構内情報通信網設備	LAN用配管				
構内交換設備	電話設備				
情報表示設備	時計設備				
映像・音響設備					
拡 声 設 備					
誘 導 支 援 設 備	トイレ呼出し設備				
テレビ共同受信設備					
監視カメラ設備					
駐車場管制設備					
防犯・入退室管理設備					
自動火災報知設備	消火器共				
自動閉鎖設備					
非常警報設備					
ガス漏れ警報設備					
中央監視制御設備					
構内配電線路					
構内通信線路					
昇降機設備					

4 圖 面 目 録

番号	図面名称
1	特記仕様書
2	照明器具立面 1
3	照明器具立面 2
4	照明器具立面 3
5	配置図・外灯位置図
6	①-1 管理棟 特別教室棟1、2階 照明器具図
7	④-1 普通教室棟1、2階 照明器具図
8	音楽教室棟 照明器具図
9	①-2 屋内運動場 照明器具図

II 工事仕様

1 共通仕様

- (1) 図面及び電気設備工事に記録されている事項は、国土交通省大臣官房官庁事務課の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」（以下、「標準改修仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）」（以下、「標準図」という。）による。
- (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を通用する。

2 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書（共通事項）」によるほか次の各項目による。

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項 目	特 記 事 項																		
① 機 材 等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。 ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。																		
① 機材の品質・性能証明	下表に示す材料・機材等（○印のもの）の製造者等は次の1)から6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外設機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督員の承諾を受ける。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 ・ 機 材 名</th><th>材 料 ・ 機 材 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ LED照明器具</td><td>・ 電気錠</td></tr> <tr> <td>・ 変電設備</td><td></td></tr> <tr> <td>○</td><td>○ その他、監督員の指示によるもの</td></tr> <tr> <td colspan="2">○ (注)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材</td></tr> </tbody> </table> 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等が定める場合は、その許可、認可、認定または免許を取得していること。 5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。	材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名	○ LED照明器具	・ 電気錠	・ 変電設備		○	○ その他、監督員の指示によるもの	○ (注)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材									
材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名																		
○ LED照明器具	・ 電気錠																		
・ 変電設備																			
○	○ その他、監督員の指示によるもの																		
○ (注)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材																			
1) 化学物質を発散する 建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（１）から（５）を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びブステレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものとい、原則として規制対象外のものを使用するものとする。 ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ホルムアルデヒドの放散量</th><th>該 当 す る 建 築 材 料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">規 制 対 象 外</td> <td>①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品</td></tr> <tr> <td>②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品</td></tr> <tr> <td>③下記表示のあるJAS規格品</td></tr> <tr> <td>a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用</td></tr> <tr> <td>b 接着剤等不使用</td></tr> <tr> <td>c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用</td></tr> <tr> <td rowspan="4">第 三 種</td> <td>d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr> <tr> <td>e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用</td></tr> <tr> <td>f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr> <tr> <td>①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品</td></tr> <tr> <td rowspan="3">第 三 種</td> <td>②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品</td></tr> <tr> <td>③旧JISのE0規格品</td></tr> <tr> <td>④旧JASのF00規格品</td></tr> </tbody> </table>	ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料	規 制 対 象 外	①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品	②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品	③下記表示のあるJAS規格品	a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用	b 接着剤等不使用	c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用	第 三 種	d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用	f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品	第 三 種	②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品	③旧JISのE0規格品	④旧JASのF00規格品
ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料																		
規 制 対 象 外	①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品																		
	②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品																		
	③下記表示のあるJAS規格品																		
	a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用																		
	b 接着剤等不使用																		
	c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用																		
第 三 種	d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																		
	e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用																		
	f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																		
	①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品																		
第 三 種	②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品																		
	③旧JISのE0規格品																		
	④旧JASのF00規格品																		
① 施工条件明示項目	○公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）の「執務室改修」																		
① 電気保安技術者	工事現場の電気工作物（電路、自動扉、自動シャッター、電動機等も含む）の保安業務を行うものとする。																		
① 電気工事士	契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。																		
① 実施工程表及び 施工計画書	(1) 実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。 (2) 工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承諾を受けること。 使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調書を作成し提出する。 (1) 引渡しを要するもの ○無 ・有（ ） (2) 引渡しを要するもの以外 ○横外搬出し、関係法令により適切に処理をする。 (3) 特別管理産業廃棄物 ○無・有（ ） (4) 再利用又は資源化を図るもの ○無 ・有（ ・廃棄物等 ・コンクリート・木材・アスファルト・金属くず・ダンボール類 ） ○設けない ・設ける（規模： ） ・備品（ ）																		
① 監督員事務所	すべて請負者の負担とする。																		
① 工事用仮設物	構内に作るものが ・できる ・できない ・別契約の関係請負者が定置してもは、無償で使用できない。																		
① 足場・さん橋類	○本工事で設置する。 ・内部仮設足場等（ ・架台足場 ・移動式足場 ・移動式室内足場 ・ ） ・外部足場 （ ・A様【施工箇所内に持續足場を設ける。】 ○B様【施工箇所内に単管本足場を設ける。】 ・C様【仮設コンドラを使用する。】 ）																		
① 工事用電力・水・その他	本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。																		

項 目	特 記 事 項																																																												
① 工事写真 ② 工事時出土物 ③ 再使用機器	工事の善手により先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。 標準仕様書及び仕様による。 取外し再用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。 ただし、絶縁劣化等によって耐えない場合は、監督職員に報告する。																																																												
14 耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」・監修（独）建築研究所による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 (1)設計用水平地震力 機器の重量〔kgf〕に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。																																																												
	設計用標準水平地震度 <table><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">○特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="2">上層階、 屋上及び塔屋</td><td>機 器</td><td>2.1</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.1</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.1</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td rowspan="2">中 間 階</td><td>水 槽（※1）</td><td>2.1</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.1</td></tr><tr><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.8</td></tr><tr><td rowspan="2">中 間 階</td><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水 槽（※1）</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.8</td></tr><tr><td rowspan="2">地下1階</td><td>機 器</td><td>1.0</td><td>0.8</td><td>0.8</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.8</td></tr><tr><td></td><td>水 槽（※1）</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.8</td></tr></table> （※1）水 槽 類 は オ イ ル タ ン ク を 含 む。 ◎重要機器の定義は次による。 ・受変電設備 ・発電設備 ・直流変電設備 ・交流無停電電源装置 ・交換機 ・自動火災報知受信機 ・中央監視装置 ・動力制御盤 ・電力制御盤 ・電圧検出装置 ・配電盤 ◎上層階の定義は次による。 2 ～ 6 階建の場合は最上階、7 ～ 9 階建の場合は上層2階、 10 ～ 12 階建の場合は上層3階、13 階以上の場合は上層4階とする。	設置場所	機器種別	○特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.1	1.5	1.5	1.1	防振支持の機器	2.1	2.0	2.0	1.5	中 間 階	水 槽（※1）	2.1	1.5	1.5	1.1	機 器	1.5	1.0	1.0	0.8	中 間 階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水 槽（※1）	1.5	1.0	1.0	0.8	地下1階	機 器	1.0	0.8	0.8	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.8		水 槽（※1）	1.5	1.0	1.0	0.8
設置場所	機器種別			○特定の施設		一般の施設																																																							
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																								
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.1	1.5	1.5	1.1																																																								
	防振支持の機器	2.1	2.0	2.0	1.5																																																								
中 間 階	水 槽（※1）	2.1	1.5	1.5	1.1																																																								
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.8																																																								
中 間 階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																								
	水 槽（※1）	1.5	1.0	1.0	0.8																																																								
地下1階	機 器	1.0	0.8	0.8	0.4																																																								
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.8																																																								
	水 槽（※1）	1.5	1.0	1.0	0.8																																																								
	(2)設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。																																																												
15 あと施工アンカー	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事標準）8章第2.2.4及び11節による。 確認試験は、・性能確認試験（本）◎施工後確認試験（本）を確認強度1.8〔N〕で行う。 ・施工上の適用（第1種、第2種）あと施工アンカー施工工法による。 （注）日本建築協会あと施工アンカー協会認定品																																																												
16 防火区画等の 貫通処理	電線等が、防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合は施工状況に写真、 貫通箇所両面から写真撮影し、工事写真として提出する。																																																												
17 電 線 ・ ケーブル	(1) EH-EFFは余外線による変化を抑制する性能を持たせ、「防火ケーブル（EH-EFF）」と表記されたものを使用する。 (2) EH-EFFはJIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースにJIS規格によるEHケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの。																																																												
18 予 備 配 管	埋込分電盤からの上り予備配管は、予備の配管用遮断器4個以下の場合は(25)を1本、5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立て上げる。																																																												
19 呼 び 線	長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線棒を挿入する。																																																												
20 金属製電線管の塗装	下記の色指定配管は塗装を行う。 ・屋 外 ・ 屋 内（ ）																																																												
21 埋め戻し土	・A様（山砂の類：水締め、機器による締め） ・B様（根切り土の中の中質土：機器による締めの） ・C様（他現場の建設発生土の中の中質土：機器による締め） ・D様（再生コンクリート砂：水締め、機器による締め） ・管の下部は50mm以上砂を敷きならし、管の上部100mm以上砂を用いて締め固める ・管外堀出処理 ・構内の指定場所に敷き均し																																																												
22 建設発生土の処理																																																													
23 ケーブル埋設	(1) 地中埋設には、ケーブル保護管をものける。 ・鉄製 ・コンクリート製 (2) 低圧地中配線にあっては地中埋設保護管シートを敷設する。 (3) 配管埋設管が750mmを超える場合は、地中埋設保護管シートは2条以上敷設する。																																																												
24 ブルボックス	(1) 露出する屋内ブルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン焼付塗装とする。 (2) 露出するブルボックスのふたの止めねじは化転仕とする。																																																												
25 フラッシュプレート プレートの用途表示	図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ◎金属製 ・樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を安装しないプレートには、用途を明示した略称をつける。																																																												
26 配 線 器 具	タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(2P15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は模倣を使用してよい。また(2P15A)以外はすべてキャップとする。																																																												
27 機器への接続	本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。																																																												
28 照 度 測 定	・ 測定場所： ・ 各室（測定箇所数 箇所） ・ 廊下 ・ 階段 ・ 用途： ・ 非常用照明 ・ 一般照明 ・ 学校施設における室内照度測定（測定教室 箇所、測定黒板面 箇所） ※教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板面上面9か所にて測定する																																																												
29 塗 料	(1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。 (2) 編子壁には、結線表・結線表を備え付ける。																																																												
30 グリーン購入の推進	長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目 ＜資材＞ ・ 照明器具 ・ 変圧器 ・ （ ） ＜建設機器＞ ・ 排出ガス対策型建設機器 ・ 低騒音型建設機器																																																												
31 他工事又は他工程との取り扱い	工事区分表「最新版」による。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議する。																																																												
32 その他及び電子納品	保険等の各種措置及び電子納品については、別途「特記仕様書（共通事項）」による。 （長野県公式ホームページ（電子入札システム）に掲載される、当該入札公告の添付図書）																																																												
33 その他（補足仕様）																																																													

(別表) しゅん工時提出物 (・に○印のついたものを提出する。)

個 別 提 出 物	一 括 提 出 物
1 完成図 ・ 原図（A 1 版 ケース入り） ・ 隣面（A 1 版 2 つ折り製本 1 部） ・ CAD データ（jww&jpd形式） ・	㊦ 機器完成図 ㊦ 工事写真 ㊦ 完成写真 ㊦ 工事記録（打合せ簿、工事日誌、協議書） ㊦ 機材の試験成績書
2 設計図 ・ CADデータ	㊦ 施工の試験成績書 ㊦ 社内試験成績書 ㊦ 発生材処理報告書 （廃棄物処理実施書、運搬及び処理の委託契約書の写し、マニフェストの写し、フロー図）
3 引渡書	
4 納入品 ・ 予備品 ・ キュービクル、壁類の塵 ・ ハンドホールフック、ジャッキ	㊦ 納入品一覧表 ㊦ 官公署手続、検査書（管理者用正本、写し） ㊦ 保全に関する資料（取扱い説明書も含む）

ハンドホール

ブロックハンドホール (仕様はE-05図参照)

- ・コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。
- ・ブロックの仕様は国土交通省仕様にするものとする。
- ・ハンドホールにロックアウト部分を設けてはならない。
- ・配管貫通部は、原則として縦向きコングリト（F18R/mm以上）とし、差込D10タテヨコφ200で補強する。
- ・補充方法はについては、あらかじめ監理官にノドへの製作図を提出して承認を受けて施工する。

・	ハンドホール No. -	1、500×1、500×1、500 D 重 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1、740以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1、200×1、200×1、500 D 重 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1、700以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1、000×1、000×1、400 D 重 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1、600以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1、000×1、000×1、100 D 重 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1、300以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1、000×1、000× 900 D 重 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1、060以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	900× 900×1、100 D 重 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1、260以上 (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	900× 900× 900 D 重 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1、060以上 (既設足付)
・	ハンドホール No. -	600× 600× 880 D 重 WPM-60A (Eマーク入)	(既設足付)
・	ハンドホール No. -	450× 450× 680 D 重 WPM-65B (Eマーク入)	※結載帯等車両の通行の恐れがない場所。 収容ケーブルが少ない場所に限る

接地極

下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員との協議による。

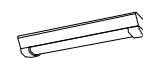
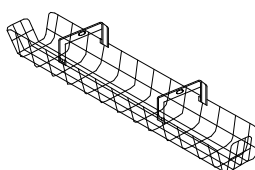
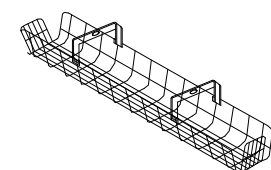
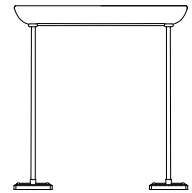
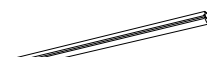
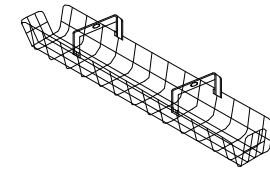
・	A 種 接 地	銀板1.5t×900×900 リード端子付 堀削埋填中心深さ	補助接地棒 (連結式10φ×1,500) 2φ 増設棒 (貴鋼又はステンレス製)
・	B 種 接 地	銀板1.5t×600×600 リード端子付 堀削埋填中心深さ	補助接地棒 (連結式10φ×1,500) 2φ 増設棒 (貴鋼又はステンレス製)
・	C 種 接 地	銀板1.5t×300×300 リード端子付 堀削埋填中心深さ1.5m	補助接地棒 (連結式10φ×1,500) 増設棒 (貴鋼又はステンレス製)
・	D 種 接 地		接地棒 (10φ×1,500) リード端子付 打ち込み 埋設棒 (貴鋼又はステンレス製)

機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりがたい場合には監督員との協議による。

	名 称	測 点	取付高(mm)		名 称	測 点	取付高 (mm)
沖 筋	取引用計器 引込開閉 警報 壁	地上～上端 床下～上端 床下～中心	2,100 1,400 1,500	時 計 ・ 時 計 ・ 拡 声	壁掛形時計	床下～中心	1,300 (上端：900以下) (天井高)×0.9 (天井高)×0.9 1,300
	分電盤	床下～中心	1,500 上端：1,900以下		壁掛形スピーカー アツテネーター	〃	〃
電	タンブラスイッチ 〃 (身障者用)	〃	〃 1,100	表	表示 盤 送 付 変 器	床下～中心	(天井高)×0.9 1,300
	コンセント(一般)	〃	300		ベ ヲ ル プ ザ ー	〃	(天井高)×0.9 〃
灯	〃 (配置)	〃	150	示	押 ボ タ ン 〃 (身障者用押戻)	〃	1,300 800
	〃 (台上)	〃	500		身障者用表示灯 復 帰 ボ タ ン	〃	上端：900以下 1,800
灯	ブラケット(一般)	床下～中心	2,100	イ ン ・ タ ン	壁付インターホン 〃 (身障者用)	床下～中心	1,500 1,100
	〃 (通路)	〃	2,500		壁付位置ボックス ― (壁付インターホンを除く)	〃	〃
駆 動	壁掛形制御盤	床下～中心	1,500 上端：1,900(以下)	ホ ン	〃 (一般)	〃	〃 150
	手元開閉器 操作スイッチ・ 押ボタン	〃	1,300		〃 (配置)	〃	〃
電	室内端子盤 (廊下・室内)	床下～下端	300	テ レ ビ ジ ヨ ン 受 信 機	機 器 収 容 箱 ア ウ ト レ ッ ト	床下～中心	(天井高)×0.9 〃
	中間端子盤 (EPS・電気室)	床下～中心	1,500		〃 (一般)	〃	300
話	集合保安装置 壁付アウトレット ボックス(一般)	〃	(天井高)×0.9	火 災 報 知	受 信 機 機 器 収 容 箱	床下～操作部	800～1,500 800～1,500
	〃 (配置)	〃	300 150		発 信 器 表 示 灯	床下～中心	800～1,500 (天井高)×0.9 (天井高)×0.8

工事名	令和7年度 両小野小学校照明LED化改修工事	図種	特記仕様書	縮尺 No scale	DATA 2025年3月	辰野町塩尻市小学校組合教育委員会	図面番号 E-1
-----	------------------------	----	-------	----------------	-----------------	------------------	-------------

A1	LDシリーズ直付型40形 スクールコンフォート	A2	LDシリーズ直付型40形 スリムベース	A3	LDシリーズ直付型40形 スリムベース	A4	LDシリーズ直付型40形 スリムベース	B	LDシリーズ直付型20形 Dスタイル 吊溜型・吊溜型 W150	C1	LDシリーズ直付型40形 Dスタイル W150
 一般タイプ、5200lmタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100～242V 本体：反射板：鋼板（高反射白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XF455GENLE9		 一般タイプ、5200lmタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100～242V 本体：亜鉛鋼板、反射板：鋼板（高反射白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XF450SENLE9		 一般タイプ、4000lmタイプ 消費電力25W、定格出力型、電圧100～242V 本体：亜鉛鋼板、反射板：鋼板（高反射白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XF440SENLE9		 一般タイプ、2500lmタイプ 消費電力16.3W、定格出力型、電圧100～242V 本体：亜鉛鋼板、反射板：鋼板（高反射白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XF420SENLE9		 一般タイプ、800lmタイプ 消費電力6W、定格出力型、電圧100～242V 本体：亜鉛鋼板（クロムプリー・高反射白色粉体塗装） 吊溜型・吊溜型ライトバー：ポリカーボネート（乳白）+アクリルコーティング 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） IP23吊溜型、昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XLW202AENZLE9		 一般タイプ、5200lmタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XF450AENLE9	
C1-1	蛍光灯器具用ガード	C2	LDシリーズ直付型40形 Dスタイル W150	C3	LDシリーズ直付型40形 Dスタイル W230	C4	LDシリーズ直付型40形 Dスタイル W230	C4-1	蛍光灯器具用ガード	C5	LDシリーズ直付型40形 Dスタイル W150
 仕様：木ホワイト塗装 幅210・長1357・高153 パナソニック FK41534		 一般タイプ、4000lmタイプ 消費電力25W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XF440AENLE9		 プルスイッチ付、4000lmタイプ 消費電力25W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XLX440DPNULE9		 一般タイプ、4000lmタイプ 消費電力25W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XF440DENLE9		 仕様：木ホワイト塗装 幅290・長1357・高153 パナソニック FK42533		 一般タイプ、2500lmタイプ 消費電力16.3W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XF420AENLE9	
C6	LDシリーズ直付型40形 Dスタイル W150	D1	LDシリーズ直付型20形 Dスタイル W150	D2	LDシリーズ直付型20形 Dスタイル W150	D3	LDシリーズ直付型20形 Dスタイル W150	D4	LDシリーズ直付型20形 Dスタイル W230	E	LDシリーズ直付型40形 黒板灯
 一般タイプ、2000lmタイプ 消費電力13.1W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XF410AENLE9		 一般タイプ、1600lmタイプ 消費電力11.6W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XLX210AENLE9		 プルスイッチ付、800lmタイプ 消費電力6W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XLX200APNCLE9		 一般タイプ、800lmタイプ 消費電力6W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XLX200AENCLE9		 プルスイッチ付、800lmタイプ 消費電力6W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XLX200DPNCLE9		 黒光プリズムタイプ・一般タイプ、2500lmタイプ 消費電力16.3W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（高反射白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（プリズム） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XLX420BSNTLE9	
E-1	パイプ吊具 フナ型500mmタイプ	F1	LDシリーズ直付型40形 Iスタイル	F1-1	蛍光灯器具用ガード	F2	LDシリーズ直付型40形 Iスタイル	G	LDシリーズ直付型20形 Iスタイル	H1	LDシリーズ直付型40形 反射壁付型
 パナソニック ツリグXFP500FW		 一般タイプ、6900lmタイプ 消費電力43.1W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XF460NENLE9		 仕様：木ホワイト塗装 幅210・長1357・高153 パナソニック FK41534		 一般タイプ、4000lmタイプ 消費電力25W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XF440NENLE9		 一般タイプ、1600lmタイプ 消費電力11.6W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XLX210NENCLE9		 プルスイッチ付、4000lmタイプ 消費電力25W、定格出力型、電圧100～242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック 直付XLX440KPNULE9	

工事名

令和7年度 両小野小学校照明LED化改修工事

図種

照明器具姿図 1

縮尺

No scale

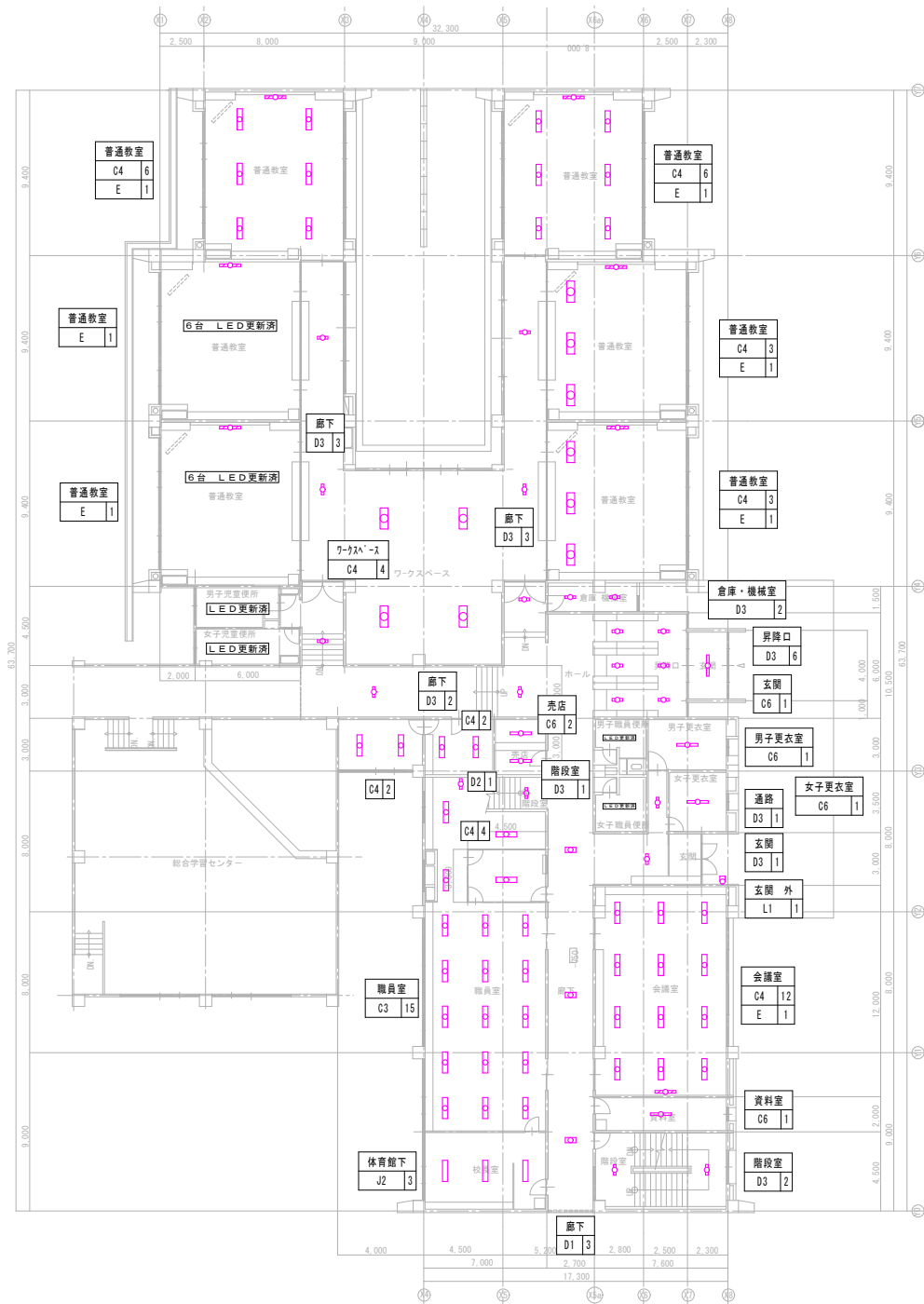
DATA

2025年3月

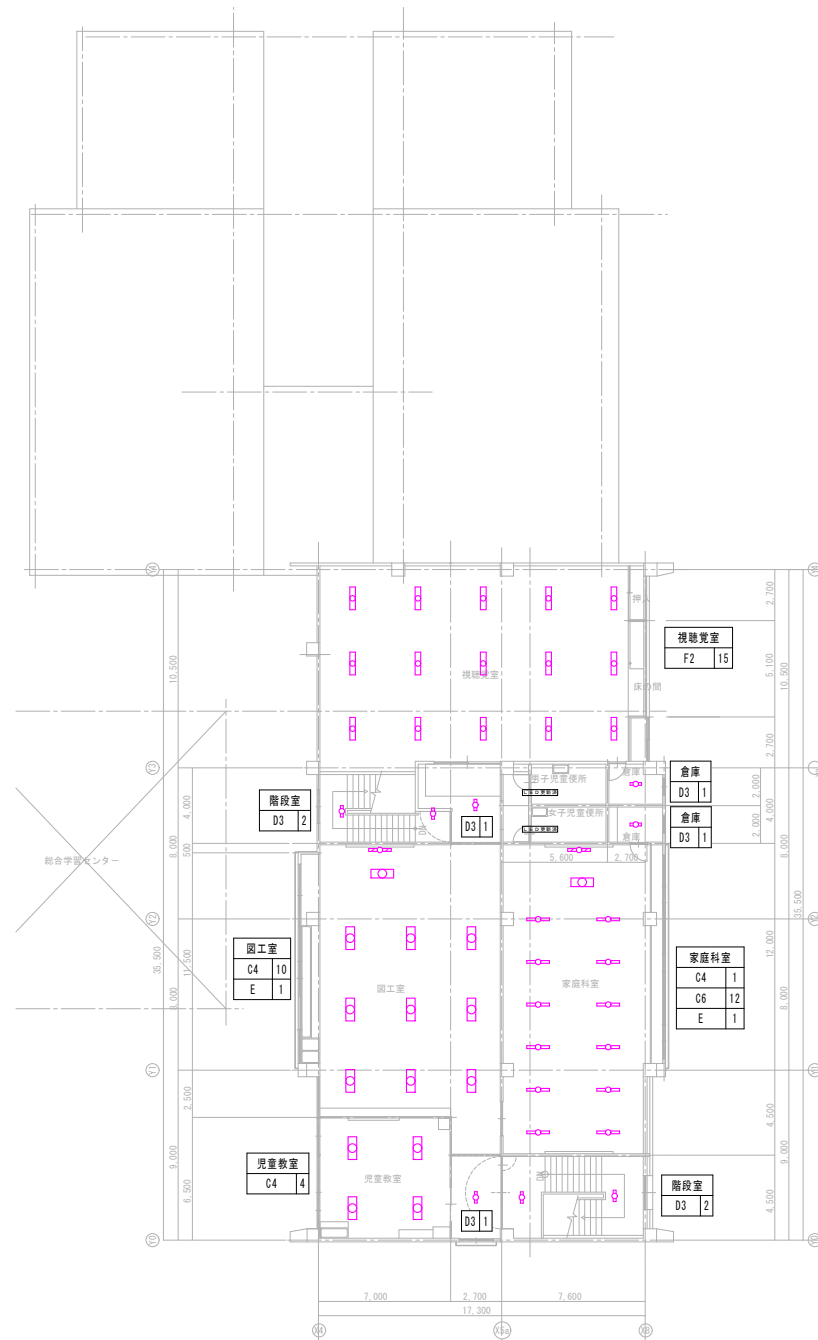
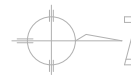
辰野町塩尻市小学校組合教育委員会

図面番号

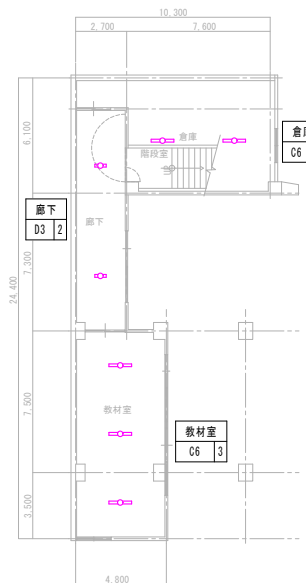
E-2



①-1 管理棟 特別教室棟1階平面図 S=1:200



①-1 管理棟 特別教室棟2階平面図 S=1:200



工事名

令和7年度 両小野小学校照明LED化改修工事

図種

①-1 管理棟 特別教室棟1、2階 照明器具図

縮尺

1/200

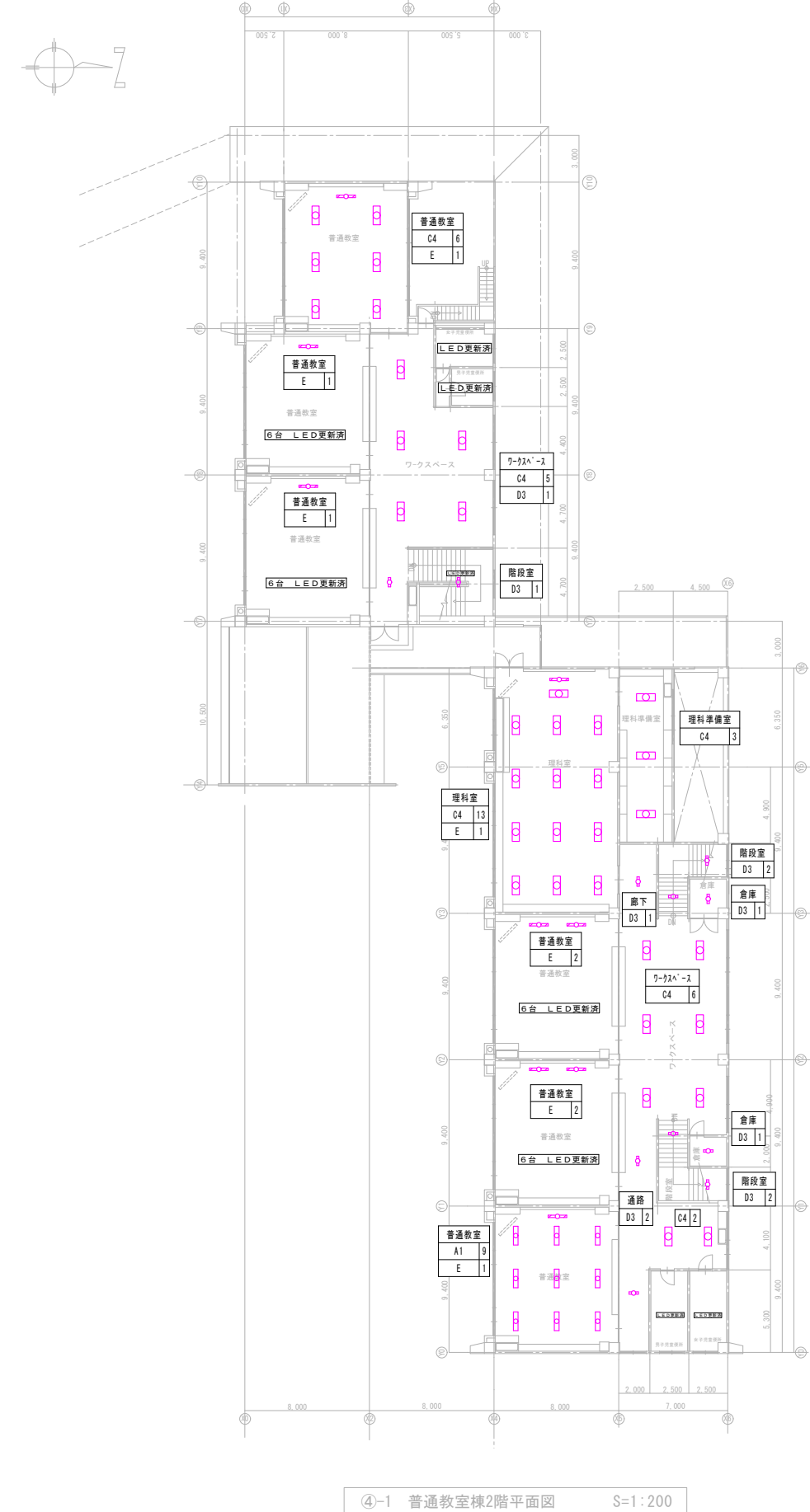
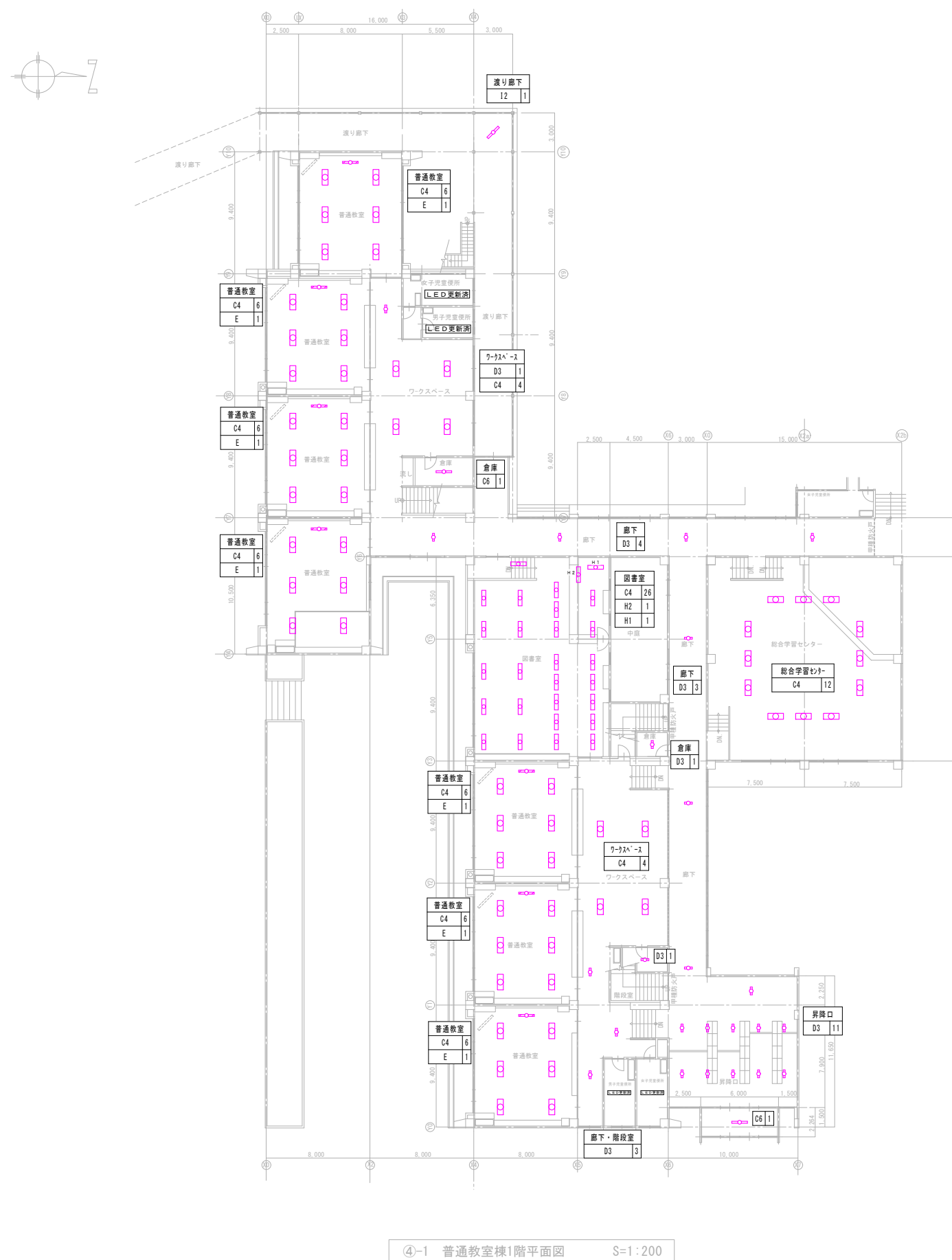
DATA

2025年3月

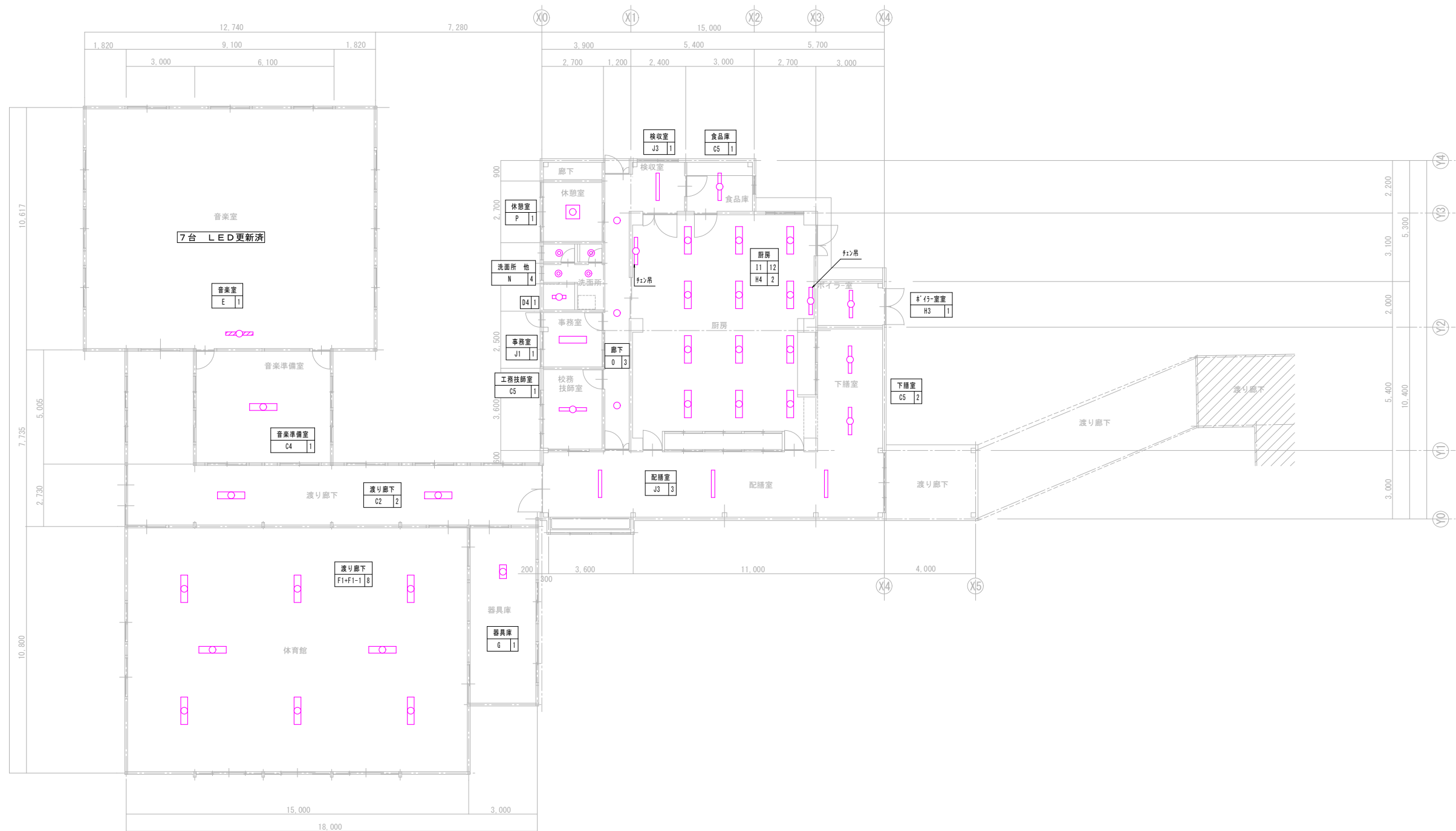
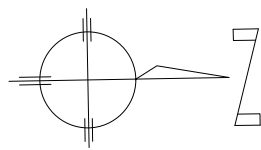
辰野町塩尻市小学校組合教育委員会

図面番号

E-5

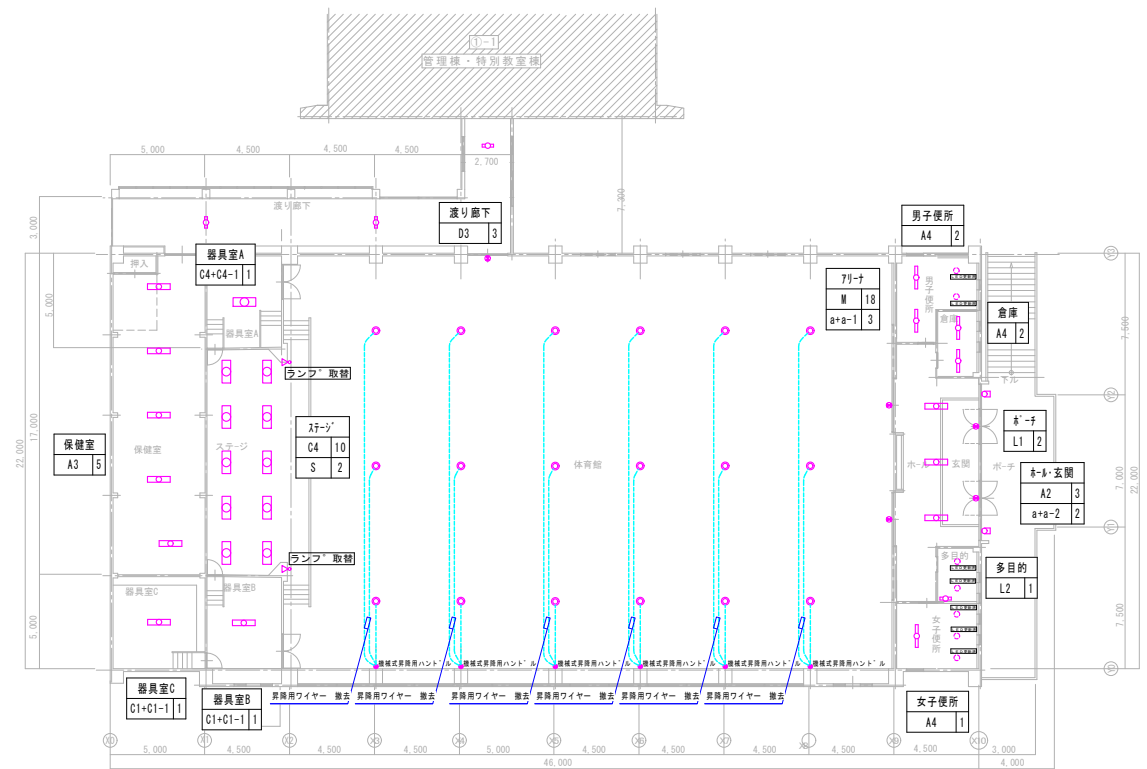
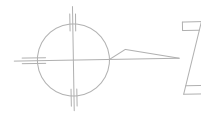


工 事 名	令和7年度 両小野小学校照明LED化改修工事	図 種	④-1 普通教室棟1、2階 照明器具図	縮 尺	DATA		図面番号
				1/200	2025年3月	辰野町塩尻市小学校組合教育委員会	E-6



音楽室棟平面図 S=1:100

工事名	令和7年度 両小野小学校照明LED化改修工事	図種	音楽室棟 照明器具図	縮尺	DATA	辰野町塩尻市小学校組合教育委員会	図面番号
				1/100	2025年3月		E-7



①-2 屋内運動場1階平面図 S=1:200

工事名	令和7年度 両小野小学校照明LED化改修工事	図種	①-2 屋内運動場 照明器具図	縮尺	DATA		図面番号
				1/200	2025年3月	辰野町塩尻市小学校組合教育委員会	E-8